

# 国立大学法人への移行時における 会計処理について

平成16年3月31日  
文部科学省大臣官房会計課  
高等教育局大学課  
研究振興局学術機関課

(目次)

Q 1	未完成工事の承継	1
Q 2	承継時における債権の評価	2
Q 3	平成16年2～3月の附属病院収入の取扱い	3
Q 4	授業料の前納に係る特例的取扱い	3
Q 5	授業料の前納に係る特例的取扱いの補足	5
Q 6	委任経理金の承継時の取扱い	6
Q 7	平成16年1～3月に係る外国雑誌の特例的取扱い	7
Q 8	改革推進公共投資施設整備費により整備した建物等の取扱い	8

( 未完成工事の承継 )

Q 1 法人移行時において未完成工事契約を国立大学法人等が承継した場合、どのような承継手続をとるのか。

A

- 1 . 法人移行時において、未完成工事契約があった場合は、当該未完成工事契約を各国立大学法人等が承継して工事を継続し、当該工事に係る所要額は国が措置することとなる。  
当該未完成工事に係る支払財源は、一旦、国立学校特別会計における決算剰余金となり、権利義務の承継として各国立大学法人等に承継することとなる。
- 2 . 平成 1 6 年 4 月 1 日における未完成工事契約の承継に係る会計処理について示す。国立大学法人等が国から承継した未完成工事契約は、当該法人が完成させることに着目し、施設補助金の会計処理に準じて処理する。

パターン 1 : 1 5 年度末において当該年度に予定された工事が未完成な場合  
( 支払済額なし )

( 事例 ) 1 5 年度末時点 工事契約 100,000 千円 支払済 0 千円

承継する支払財源相当の現金は、預り施設費で処理をし、建物等が完成した時点で資本剰余金に振り替える。

法人への承継時

( 仕訳なし )

支払財源相当の現金受領時

( 借 ) 現金 100,000 千円 ( 貸 ) 預り施設費 100,000 千円

建物が完成し残額を支払った時点

( 借 ) 建物 100,000 千円 ( 貸 ) 現金 100,000 千円

( 借 ) 預り施設費 100,000 千円 ( 貸 ) 資本剰余金 100,000 千円

パターン 2 : 1 5 年度末において当該年度に予定された工事が未完成な場合  
( 一部前金払済 )

( 事例 ) 1 5 年度末時点 工事契約 100,000 千円 前金支払済 60,000 千円

支払済額は建設仮勘定として資産計上し、貸方科目は資本剰余金とする。支払財源相当の現金は預り施設費で処理し、建物等が完成した時点で資本剰余金に振り替える。

承継時の仕訳

(借) 建設仮勘定	60,000千円	(貸) 資本剰余金	60,000千円
-----------	----------	-----------	----------

建物が完成し残額を支払った時点

(借) 建物	100,000千円	(貸) 建設仮勘定	60,000千円
		現金	40,000千円
(借) 預り施設費	40,000千円	(貸) 資本剰余金	40,000千円

パターン3：15年度末において当該年度に予定された工事は完成、ただし計画全体は未完成な場合（完成工事に係る費用は支払済）

(事例) 15年度末時点 全体事業計画200,000千円 (15'実施100,000千円  
16'実施100,000千円)  
うち軸工事100,000千円 (契約・完成済) 支払済100,000千円  
仕上げ工事100,000千円 (未契約)

完成工事に係る部分は建設仮勘定として資産計上し、貸方科目は資本剰余金とする。  
16年度実施工事は施設費補助金として交付されるものとする。

移行当初の貸借対照表

(借) 建設仮勘定	100,000千円	(貸) 資本剰余金	100,000千円
-----------	-----------	-----------	-----------

仕上げ工事に係る経費を施設費補助金として交付

(借) 現金	100,000千円	(貸) 預り施設費	100,000千円
--------	-----------	-----------	-----------

建物が完成し残額を支払った時点

(借) 建物	200,000千円	(貸) 建設仮勘定	100,000千円
		現金	100,000千円
(借) 預り施設費	100,000千円	(貸) 資本剰余金	100,000千円

(承継時における債権の評価)

Q2 国立大学法人等の成立の際に現に有する権利及び義務については原則として国立大学法人等が承継することになり、国立大学等が管理している授業料債権や診療報酬債権（社会保険診療報酬分を除く）についても国立大学法人等に承継されることとなる。

国立大学法人会計基準によると、未収入金等の債権は、一定の条件の場合に貸倒引当

金を計上することとされているが、法人移行時に債権の評価を行って貸倒引当金を計上した形で債権を承継できるのか。

A

1. 国立大学法人等の成立の際に現に有する授業料や診療報酬に係る債権（未収金）については、国から権利義務の承継として承継されることとなる。

この際、国から承継を受けるのは、債権（未収金）全額についてであるが、当該債権（未収金）は、国立大学法人等において適正な評価を行い、その評価額をもって資産計上することとなる。

したがって、債権（未収金）を資産計上する際には、当該債権の全額を表示し、徴収不能額を認識した時点において、徴収不能引当金を控除することとする。

2. 以下、国立大学法人等の債権（未収金）の承継に係る会計処理について示す。

移行当初（承継額面50万円の債権を承継）

（4月1日）			
（借）未収金	500,000円	（貸）債権受贈益	500,000円

徴収不能引当金計上時（承継債権のうち5万円に対し引当処理）

（徴収不能額を認識した時点）			
（借）徴収不能引当金繰入	50,000円	（貸）徴収不能引当金	50,000円

（平成16年2～3月の附属病院収入の取扱い）

Q3 附属病院収入のうち、社会保険診療報酬支払基金の平成16年2、3月分及び入院患者平成16年3月分の取扱いはどうなるのか。

A

1. 附属病院収入のうち、社会保険診療報酬支払基金の平成16年2、3月分及び入院患者平成16年3月分については、潜在的な権利として国立大学法人へ承継される。

2. 当該権利は、資本金として出資することは予定していないため、狭義の資本金とはならないが、附属病院の運営に係る財産的基礎を構成すると考えられることから、資本剰余金として処理することとする。

この場合、当該権利については、金額が確定していないため、当初0円として処理し5月末までの入金分をもって金額が確定したものとみなし、資本剰余金を修正する取扱いとする。

（授業料の前納に係る特例的取扱い）

Q4 新入生に係る授業料徴収に関し平成16年度収入見込と財務諸表の取扱いについて教示願いたい。

ア 平成16年度期首・決算の財務諸表の処理方法と考え方

イ 平成16年度の執行上の留意点

A

1. 現在、入学年度に係る授業料については、入学者の申し出により、入学時(3月)に納付(以下「前納」という。)されており、現在は、納付を受けた年度に費消する取扱いとされている。
2. 平成16年度入学者に係る授業料の前納分は、平成16年度の教育の提供に必要なものであり、国立大学の法人化の際には未収金として認識されることとなる。これに対応するため、平成16年度入学者に係る前納分については、以下により取り扱う。  
国立大学法人成立の際に各国立大学法人が国から承継する物品(資産見返物品受贈額)の一部を授業料の前納額に相当するものとみなすことにより、前納額相当分の未収金を減額する。  
上記の対象となった物品については、減価に対応する収益(資産見返物品受贈額戻入)がないため、国立大学法人会計基準第83に規定する特定の償却資産に指定する。  
キャッシュ・ベースでは、平成16年度に平成17年度入学者に係る前納がなされることから、平成16年度の事業の実施は可能となるものと考えられる。
3. 本件取扱いに伴い、授業料の前納相当額に達するまで、主として教育のため平成15年度以前に取得した償却資産の中から個々に物品を指定しておき、法人移行後において、他の物品とは物品台帳上等で区別できる必要があることから、予め御準備願いたい。
4. 以下、平成16年4月1日における授業料の前納相当額に係る会計処理について示す。  
国から物品の承継(520,000円を承継した場合)

(借) 物 品                      520,000円    (貸) 資産見返物品受贈額    520,000円

授業料の前納相当額に係る授業料債務の認識

(借) 未 収 金                      520,000円    (貸) 授業料債務                      520,000円

国から承継を受けた物品のうち授業料の前納相当額を未収金と振り替え

(借) 資産見返物品受贈額    520,000円    (貸) 未 収 金                      520,000円

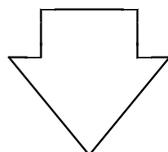
貸借対照表イメージ(授業料の前年度収納分について)

・平成16年4月1日

貸借対照表

資 産		負 債	
物品	520千円	授業料債務	520千円

	資 本



・平成17年3月31日

損益外減価償却費を104千円、平成17年度に係る授業料の前納分を520千円とした場合。

貸借対照表

資 産		負 債	
物品	520千円	前受金 ( )	520千円
減価償却累計額	104千円		
		資 本	
		損益外減価償却累計額	104千円

( ) 前受金520千円は、平成17年度に係る授業料の前納分である。

( 授業料の前納に係る特例的取扱いの補足 )

Q5 平成16年度入学者に係る授業料の前納分については、国立大学法人成立の際に各国立大学法人が国から承継する物品（資産見返物品受贈額）の一部を授業料の前納額に相当するものとみなすことにより、前納額相当分の未収金を減額する取り扱いとされ、この対象物品については、減価に対応する収益（資産見返物品受贈額戻入）がないため、国立大学法人会計基準第83に規定する特定の償却資産に指定する取り扱いとされている。

この場合、この物品の特定は、大学全体で行うのか、又は、学部等をセグメントとする場合に、セグメント単位により行うことになるのか。また、授業料の前納額と一致しない場合の会計処理はどうするのか。

A

1. 平成16年度入学者に係る授業料の前納分については、国立大学法人成立の際に各国立大学法人が国から承継する物品（資産見返物品受贈額）の一部を授業料の前納分に相当するものとみなすことにより、前納分相当額の未収金を減額し、その対象となった物

品は、減価に対応する収益（資産見返物品受贈額戻入）がないため、国立大学法人会計基準第83に規定する特定の償却資産に指定する取り扱いとしている。この取扱いに伴い、授業料の前納相当額に達するまで、平成15年度以前に取得した償却資産の中から個々に物品を指定する取り扱いとしているところである。

- 2．平成16年度入学者に係る授業料の前納分は、国から未収金として承継されるものであり、それに対応する物品に係る資産見返物品受贈額を承継することとは直接の関係はないところである。授業料の前納相当額に係る未収金と国から承継を受けた物品のうち授業料の前納相当額を未収金と振り替えるのは、法人全体に係る会計処理上の取り扱いであり、授業料の前納分相当額に代えて物品を国立大学法人に承継させているものではない。したがって、仮に学部等をセグメントとする場合であっても、平成16年度入学者に係る授業料の前納分について当該学部等を単位として行う必要はない。
- 3．また、授業料の前納分相当額の物品について国立大学法人会計基準83に規定する特定の償却資産に指定する取り扱いとするため、仮に授業料の前納相当額と物品の価額が一致しない場合には、一部が授業料債務、残部が資産見返物品受贈額の見合いとなる物品が生じることとなる。この場合、当該物品については、本来一部についてのみ基準第83に規定する特定の償却資産に指定することとなるが、実務上の便宜を勘案し当該物品全体を指定することとし、授業料の前納相当額を超える額として資産見返物品受贈額の見合いとなっている額については、移行初年度において相当額を収益化する取り扱いとする。

（委任経理金の承継時の取扱い）

Q6 国から委任経理金を承継する場合、用途の特定がなされた寄附金として引き継げるのか。

A

- 1．国立大学法人等の成立時における委任経理金残額は、国立大学法人法附則第10条により国立大学法人等へ承継されるが、当該委任経理金は、元来、奨学を目的として寄附を受けたものであるため、当初の寄附目的をもって用途の特定がなされたとみなし、その全額を用途の特定がなされた寄附金として承継する取扱いとする。
- 2．なお、法人成立の際の委任経理金残額には、支払未済相当額も含まれるため、委任経理金の支払未済があった場合には、委任経理金を承継した国立大学法人等が当該支払未済額の支払いを行うこととなる。

また、委任経理金に係る貸付金についても同様であり、当該貸付金がある場合には、貸付金債権の承継を受けることとなる。

- 3．以下、平成16年4月1日における委任経理金の承継に係る会計処理について示す。  
寄附金の承継

（借）現金	1,000,000円	（貸）寄附金債務	1,000,000円
-------	------------	----------	------------

寄附金の承継（未払金がある場合）

(借) 現金	1,300,000円	(貸) 寄附金債務	1,000,000円
		未払金	300,000円

貸付金がある場合

(借) 現金	1,000,000円	(貸) 寄附金債務	1,500,000円
貸付金	500,000円		

(平成16年1～3月に係る外国雑誌の特例的取扱い)

Q7 外国雑誌について、平成16年1～3月分の取扱いは どうすればよいのか。

A

1. 一般的に、外国雑誌の購入については、現在、前年10月頃に翌年1～12月分について輸入代理店等と仮契約を締結し、翌年4月に正式契約を締結する取扱いとしている。  
平成16年1～3月分については、当該代理店等との正式契約の前に納入を受けていることとなり、現金主義の認識基準である国においては支払義務は発生していないが、当該外国雑誌に係る支払義務は承継されることとなる。
2. しかし、発生主義により債務認識すると、各国立大学法人が4月1日に貸借対照表を作成する場合には、平成16年1～3月分に係る納入済みの外国雑誌については、未払金(買掛金)及び消耗品費を認識することとなり、損益計算上、相当額の損失発生の要因となる。
3. このため、移行時の特例として、授業料の前納額相当分に係る取扱いと同様の会計処理を行うこととする。具体的には、国立大学法人成立の際に各国立大学法人が国から承継する図書(資産見返物品受贈額)の一部を外国雑誌に係る未払分に相当するものとみなすこととする。
4. なお、キャッシュ上は、平成17年度においても、現在と同様に、平成17年1～3月分について4月以降に支払義務が生じる契約を締結することにより、平成16年度事業の実施は可能となるものと考えられる。

国から物品(図書)の承継(外国雑誌に限らない)

(借) 物品(図書)	100	(貸) 資産見返物品受贈額	100
------------	-----	---------------	-----

国から承継された外国雑誌の認識(消耗品費分)

(借) 消耗品費	100	(貸) 未払金	100
----------	-----	---------	-----

国から承継を受けた図書のうち外国雑誌相当額を未払金と振り替え

(借) 資産見返物品受贈額	100	(貸) 消耗品費	100
---------------	-----	----------	-----

(改革推進公共投資施設整備費により整備した建物等の取扱い)

Q8 NTT無利子貸付金を財源として整備(会計基準第83の特定資産に該当する)を行った施設・設備を承継した場合及び当該資金の償還時の会計処理はどのようになるのか。

A

1 NTT無利子貸付金制度には、3つの事業形態があるが、国立大学法人に承継される無利子貸付金により整備を行った施設・設備は、その償還時に償還金補助が行われるタイプであり、国立大学法人から見れば、結果的には施設整備費補助金等によって施設の整備を行った場合と同様の経済的効果をもたらすものである。したがって、NTT無利子貸付金の償還が終了した時点では、施設費により会計基準第83の特定の償却資産を整備した場合と同様の貸借対照表となるような会計処理を行うことが適切であると考え

2 具体的な会計処理は、次のようになる。

NTT無利子貸付金により整備を行った施設・設備(会計基準第83の特定資産)の承継時(無利子借入金1,000により整備を行った建物1,000を取得)

(借)建物	1,000	(貸)無利子借入金	1,000
-------	-------	-----------	-------

NTT無利子貸付金の償還時補助金の交付を受け、償還を行ったとき(償還時補助金500の交付を受け、同額の無利子借入金を償還)

(借)現金預金	500	(貸)預り補助金等	500
無利子借入金	500	現金預金	500
預り補助金等	500	資本剰余金	500

3. なお、このような会計処理が認められるのは、償還時の補助を含めNTT無利子貸付金に係る制度が法定されているからであり、NTT無利子貸付金制度に係る会計処理を他の事象にそのまま適用することは認められない。